

平成19年11月20日

登録自動車の登録事項等証明書

平成19年11月19日から請求方法が変更になります。

平成18年5月に公布されました改正道路運送車両法の施行により、平成19年11月から登録事項等証明書を請求される際に以下の点について明示していただくこととなりました。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

1

自動車登録番号と車台番号(下7桁)の明示

個人情報保護の観点から、自動車登録番号と車台番号を明示して頂きます。

2

本人確認

登録事項等証明書を実際に取りに来られる方の本人確認のため、運転免許証等の提示をお願いします。

3

請求理由の明示

登録事項等証明書を請求の理由を、何のために必要なのか具体的に明示して下さい。

4

請求書(第3号様式)の変更

上記の事項を明示していただくため、請求書の様式が変更となります。当面、現在の様式を使用することが可能です。

<問い合わせ先>

九州運輸局自動車技術安全部
管理課

担当：原

電話092-472-2536